

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Corporate Restructuring - Company Split
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Ebara Corporation	04/01/2009
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Ebara Engineering Service Co., Ltd.
Street Address:	11-1, Haneda Asahi-cho
Internal Address:	Ohta-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	144-8610
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	10540570
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)413-2220
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	(703) 413-3000
Email:	khudson@oblon.com
Correspondent Name:	Oblon, Spivak, et al.
Address Line 1:	1940 Duke Street
Address Line 4:	Alexandria, VIRGINIA 22314
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	274373US2PCT
NAME OF SUBMITTER:	Karen L. Hudson
Total Attachments: 21 source=274373 register#page1.tif source=274373 register#page2.tif source=274373 register#page3.tif	

OP \$40.00 10540570

501091868

PATENT
REEL: 023931 FRAME: 0873

source=274373 register#page4.tif
source=274373 register#page5.tif
source=274373 register#page6.tif
source=274373 register#page7.tif
source=274373 register#page8.tif
source=274373 register#page9.tif
source=274373 register#page10.tif
source=274373 register#page11.tif
source=274373 register#page12.tif
source=274373 register#page13.tif
source=274373 register#page14.tif
source=274373 register#page15.tif
source=274373 register#page16.tif
source=274373 register#page17.tif
source=274373 register#page18.tif
source=274373 register#page19.tif
source=274373 register#page20.tif
source=274373 register#page21.tif

VERIFICATION OF A TRANSLATION

I, the below named translator, hereby declare that:

My name and post office address are as stated below;

That I am knowledgeable in the English and Japanese languages, and that I believe the English translation attached is a true and complete translation of the Certificate of Entire Registration Records.

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issued thereon.

Dated this 8th day of February, 2010

Full name of the translator: Hisakata OMINO

Signature of the translator:

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Hisakata OMINO', written over a horizontal line.

Post Office Address: c/o YUASA AND HARA, Section 206,
New Ohtemachi Bldg., 2-1,
Ohtemachi 2-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0004 JAPAN

Partial translation

Certificate of Entire Registration Records

11-1, Haneda Asahi-cho, Ohta-ku, Tokyo
Ebara Corporation
Corporate No. 0108-01-001748

Company Name	Ebara Corporation
Head Office	11-1, Haneda Asahi-cho, Ohta-ku, Tokyo
(omitted)	(omitted)

Serial No. /\ 439598

*Underlined portion indicates a deletion.

1/19

(omitted through page 18/19)

11-1, Haneda Asahi-cho, Ohta-ku, Tokyo
Ebara Corporation
Corporate No. 0108-01-001748

(omitted)	(omitted)
	(omitted)
Company Split	(omitted)
	Split into Ebara Engineering Service Co., Ltd. of 11-1, Haneda Asahi-cho, Ohta-ku, Tokyo on April 1, 2009
	Registered on April 1, 2009
	(omitted)
(omitted)	(omitted)

This is the document certified to be the full disclosure of all the items recorded in the Corporate Register without having been closed.

November 27th, 2009

Tokyo Legal Affairs Bureau, Jyonan Branch
Registrar, Morihiko SIMOOKA (Seal)

Serial No. /\ 439598

*Underlined portion indicates a deletion.

19/19

履歴事項全部証明書

東京都大田区羽田旭町11番1号
 株式会社荏原製作所
 会社法人等番号 0108-01-001748

商号	株式会社荏原製作所	
本店	東京都大田区羽田旭町11番1号	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.ebara.co.jp 当会社の公告は、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成17年 6月29日変更 ----- 平成17年 7月 1日登記
会社成立の年月日	大正9年5月20日	
目的	1. 風水力機械、冷熱・空調機器、原動機、電気機械器具、電気通信機器、工作機械、一般機械器具、医療機器、自動制御機器、計測機器、分析機器、計量機器並びにこれらを含む装置類の製造及び販売 2. 環境改善・衛生装置、給水装置、浄水装置、廃水・廃液処理装置、バイオ・化学装置等の製造及び販売 3. 上下水道施設、清掃施設、工業廃水・廃液処理施設、廃棄物処理施設、環境改善・衛生施設、発電施設並びに同諸施設の副産品・再生品の製造及び販売 4. ドライ真空ポンプ、精密洗浄装置、半導体製造装置等の精密・電子機器、装置の製造及び販売 5. 前各号に掲げる機器、設備、装置、施設のコンサルティング・計画・設計・施工・経営及び管理 6. 建設工事の請負・施工並びに計画・設計及び監理 7. 環境改善及び環境保全に関するコンサルティング 8. 飲料水、工業用水等各種処理水の供給事業 9. 工業廃水・廃液・下水等各種汚水、各種汚染ガス及び各種汚染土壌の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業 10. 一般・産業廃棄物の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業 11. 電気の供給事業 12. 医薬品・工業薬品、その他化学製品の製造及び販売 13. コンピュータソフトウェアの開発及び販売 14. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス 15. コンピュータシステムの運営管理の受託 16. 情報処理機器及びその関連機器の製造、販売、賃貸及び保守 17. 不動産の売買、賃貸借並びにスポーツ・観光施設の経営及び管理 18. 総合リース・レンタル業 19. 前各号に関連する輸出入・代理仲介業務 20. 前各号に関連する附帯業務	
単元株式数	1000株	

東京都大田区羽田旭町11番1号
 株式会社荏原製作所
 会社法人等番号 0108-01-001748

発行可能株式総数	10億株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億7314万5993株	平成17年11月30日変更
		平成17年12月 9日登記
	発行済株式の総数 4億2272万4750株	平成17年12月27日変更
		平成18年 1月10日登記
	発行済株式の総数 4億2272万5658株	平成18年 9月30日変更
		平成18年10月27日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
	平成21年 1月 5日廃止	平成21年 1月 6日登記
資本金の額	金497億5773万1858円	平成17年11月30日変更
		平成17年12月 9日登記
	金612億8356万5115円	平成17年12月27日変更
		平成18年 1月10日登記
	金612億8406万5423円	平成18年 9月30日変更
		平成18年10月27日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店	
役員に関する事項	取締役 塩 澤 征 夫	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年 4月26日死亡
		平成18年 4月28日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社住原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>取締役</u>	<u>長 藤 史 郎</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>長 藤 史 郎</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
			平成19年 6月28日退任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>片 桐 俊 博</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
			平成18年 6月29日退任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>島 川 文 雄</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
			平成19年 6月28日退任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>寺 島 一 嘉</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>寺 島 一 嘉</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
			平成19年 6月28日退任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>大 下 孝 裕</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
			平成18年 6月29日退任
			平成18年 7月 7日登記

整理番号 ハ439598

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/19

PATENT

REEL: 023931 FRAME: 0879

東京都大田区羽田旭町11番1号
 株式会社荏原製作所
 会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>取締役</u>	<u>神 谷 廣</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>神 谷 廣</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>神 谷 廣</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>神 谷 廣</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月26日退任
			平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>廣 瀬 政 義</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>廣 瀬 政 義</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>廣 瀬 政 義</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>廣 瀬 政 義</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>廣 瀬 政 義</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>取締役</u>	<u>矢 後 夏 之 助</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 1日登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
			平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>矢 後 夏 之 助</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
			平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 尾 幸 藏</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
			平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>一 木 嘉 之</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 7日登記
			平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
			平成20年 6月27日退任
			平成20年 7月 9日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>取締役</u>	<u>白 沢 至</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>白 沢 至</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>白 沢 至</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>白 沢 至</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴木 厚 郎</u>	平成19年 6月28日就任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴木 厚 郎</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴木 厚 郎</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>良 昭 寛</u>	平成19年 6月28日就任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>良 昭 寛</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>良 昭 寛</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 本 哲 司</u>	平成19年 6月28日就任
			平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 本 哲 司</u>	平成20年 6月27日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 本 哲 司</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記

整理番号 ハ439598

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/19

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>取締役</u> 伊 藤 章	平成19年 6月28日就任
		平成19年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> 伊 藤 章	平成20年 6月27日重任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 伊 藤 章	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 山 本 哲 也 (社外取締役)	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 山 本 哲 也 (社外取締役)	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 落 合 誠 一 (社外取締役)	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 落 合 誠 一 (社外取締役)	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 辻 村 学	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 9日登記
	<u>神奈川県横須賀市湘南鷹取一丁目32番20号</u> <u>代表取締役</u> 島 川 文 雄	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月 7日登記
		平成19年 4月 3日辞任
		平成19年 4月 4日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
会社法人等番号 0108-01-001748

<u>東京都世田谷区等々力二丁目9番6-204号</u> <u>代表取締役 寺島一嘉</u>	平成18年 4月 1日就任
	平成18年 4月 3日登記
	平成18年 6月29日重任
	平成18年 7月 7日登記
	平成19年 4月 3日辞任
	平成19年 4月 4日登記
<u>横浜市都筑区中川二丁目10番1-701号</u> <u>代表取締役 廣瀬政義</u>	平成18年 4月 1日就任
	平成18年 4月 3日登記
	平成18年 6月29日重任
	平成18年 7月 7日登記
	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月 4日登記
<u>横浜市都筑区中川二丁目10番1-701号</u> <u>代表取締役 廣瀬政義</u>	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月 4日登記
	平成20年 4月 1日辞任
	平成20年 4月 1日登記
<u>横浜市青葉区荏田西五丁目5番地1ピアス市が</u> <u>尾A-304号</u> <u>代表取締役 矢後夏之助</u>	平成19年 4月 3日就任
	平成19年 4月 4日登記
	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月 4日登記
	平成20年 6月27日重任
	平成20年 7月 9日登記
<u>横浜市青葉区荏田西五丁目5番地1ピアス市が</u> <u>尾A-304号</u> <u>代表取締役 矢後夏之助</u>	平成21年 6月26日重任
	平成21年 7月 9日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
 株式会社荏原製作所
 会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>監査役</u> 平 山 正 剛	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> 平 山 正 剛 (社外監査役)	
		平成18年 7月 7日社外 監査役の登記
	<u>監査役</u> 平 山 正 剛 (社外監査役)	平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月 4日登記
	<u>監査役</u> 渡 来 安 雄 <u>監査役</u> 渡 来 安 雄	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 1日登記
		平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月 4日登記
	<u>監査役</u> 大 森 義 夫 <u>監査役</u> 大 森 義 夫 (社外監査役) <u>監査役</u> 大 森 義 夫 (社外監査役)	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 1日登記
		平成18年 7月 7日社外 監査役の登記
		平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月 4日登記
	<u>監査役</u> 穂 積 通 久 <u>監査役</u> 穂 積 通 久	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月 1日登記
		平成19年 6月28日重任
		平成19年 7月 4日登記
	<u>監査役</u> 町 田 祥 弘 (社外監査役)	平成19年 6月28日就任
		平成19年 7月 4日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>会計監査人</u>	<u>聖橋監査法人</u>	
			平成18年 7月 7日会計監査人の登記
	<u>会計監査人</u>	<u>聖橋監査法人</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 7日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>聖橋監査法人</u>	平成19年 6月28日重任
			平成19年 7月 4日登記
			平成20年 6月27日退任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>新日本監査法人</u>	平成20年 6月30日就任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更
			平成20年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u>	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成21年 6月26日重任
			平成21年 7月 9日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記		
新株予約権	<u>第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>80個</u> <u>72個</u> <u>46個</u> 平成17年10月31日変更 平成17年11月11日登記 平成17年11月30日変更 平成17年12月 9日登記		

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。ただし、下記により修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。（社債総額金400億円）

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個の行使に際して払込をすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額は当初443円とする。

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に下記（2）または（4）で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が221.5円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記（1）乃至（4）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が664.5円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記（1）乃至（4）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

（1）本新株予約権付社債の発行後、下記（2）に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{新発行・} \quad \quad \quad 1 \text{株あたりの} \\ \text{既発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{発行・処分価額} \\ \text{株式数} \quad + \quad \quad \quad \text{株式数} \\ \hline \text{調整後} \quad \quad \text{調整前} \quad \quad \quad \text{時} \quad \quad \text{価} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \end{array}$$

（2）転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①後記（3）の②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用す

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人番号 0108-01-001748

る。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

調整前転換価額により当該

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③後記(3)の②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3)①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、前記(2)の②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、前記(2)の②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。(4)前記(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

代用払込み

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
会社法人等番号 0108-01-001748

	<u>込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。</u> <u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成17年9月29日から平成19年9月27日までの間 <u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> 当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 <u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> 消却事由は定めない。
	平成17年 9月29日登記 平成17年12月27日新株予約権の金部行使 平成18年 1月10日登記
	2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 新株予約権の数 4,000個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数との合計数 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (イ) 種類 当社普通株式 (ロ) 数 新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記に記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。 (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、授權に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.35を乗じた額を下回ってはならない。 (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。 発行又は 1株あたりの 処分株式数 × 払込金額 既発行株式数 + $\frac{\text{発行又は 1株あたりの 処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時 価}}$ 調整後 調整前 ×

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

転換価額＝ 転換価額

既発行株式数＋発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2006年10月10日から2011年9月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の3東京営業日（以下に定義する。）前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年9月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後以内の日に終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することができない。なお、「東京営業日」は、商業銀行及び外国為替市場が東京において営業を行っている日（土曜日、日曜日、東京において祝祭日と定められた日及び銀行が法令によって東京において営業を行わないよう義務付けられ、又は営業を行わないことができると定められた日を除く。）をいう。

新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできない。

平成18年 9月25日発行

平成18年10月27日登記

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数

4,000個と代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数との合計数

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記に記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

式の普通取引の終値に1.35を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 転換額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}$$

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2006年10月10日から2013年9月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の3東京営業日（以下に定義する。）前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のために当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年9月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後以内の日に終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することができない。なお、「東京営業日」は、商業銀行及び外国為替市場が東京において営業を行っている日（土曜日、日曜日、東京において祝祭日と定められた日及び銀行が法令によって東京において営業を行わないよう義務付けられ、又は営業を行わないことができると定められた日を除く。）をいう。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

平成18年 9月25日発行

平成18年10月27日登記

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

1223個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 122万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
会社法人等番号 0108-01-001748

じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払
込みに代えて取締役等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株
予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払
込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗
じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成36年11月5日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任
期間中および退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することがで
きる。
- (2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最
終年度」という。）にかかる当社の連結資本金当期純利益率（ROE）
（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」と
いう。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株
予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、
0.5%を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行
使することができる。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が平成21年7月1日以後に新たに取締
役若しくは執行役員に就任した者であるとき、または割当てを受けた
新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任した
ときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記
（2）による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成21年4月か
ら平成23年3月までのうち在任月数の割合をいう。）を乗じて得た
数とする。
- (4) 上記（2）及び（3）の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に
1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- (5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法または不正
な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によっ
て、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することが
でき、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予
約権を行使することができない。
- (6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、
当該相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日か最終年度の
末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新
株予約権を行使することができる。

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
会社法人等番号 0108-01-001748

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。 平成21年11月 5日発行 平成21年11月16日登記
転換社債	第3回無担保転換社債 転換社債の総額 金199億9900万円 金199億9800万円 平成18年 9月30日変更 平成18年10月27日登記 転換の条件 (1) 転換価額 金1384円につき普通株式1株の割合。 (2) 転換価額の方調整 ① 当社は、平成16年9月17日（以下決定日という）まで（当日を含む）の東京証券取引所における当社普通額面株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない）の平均値に1.025を乗じ、1円未満を切り上げた金額が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記計算により算出された金額に修正するものとし、平成16年10月4日（以下効力発生日という）以降これを適用する。 ただし、上記計算により算出された金額が、決定日に有効な転換価額に0.8を乗じた金額を下回るときは、修正後の転換価額は、かかる転換価額に0.8を乗じた金額の1円未満を切り上げた金額とする。 ② 決定日の翌日から効力発生日までの間に下記(3)に規定する転換価額の調整が行われた場合には、上記①による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。 ③ 上記①または②により算出された転換価額が当社額面普通株式の額面金額を下回る時は、その額面金額をもって修正後の転換価額とする。 (3) 転換価額の調整 マーケットプライス方式による。 (1) 転換価額 金1108円につき普通株式1株の割合 (2) 転換価額の方調整 ① 当社は、平成16年9月17日（以下決定日という）まで（当日を含む）の東京証券取引所における当社普通額面株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない）の平均値に1.025を乗じ、1円未満を切り上げた金額が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記計算により算出された金額に修正するものとし、平成16年10月4日（以下効力発生日という）以降これを適用する。 ただし、上記計算により算出された金額が、決定日に有効な転換価額に0.8を乗じた金額を下回るときは、修正後の転換価額は、かかる転換価額に0.8を乗じた金額の1円未満を切り上げた金額とする。 ② 決定日の翌日から効力発生日までの間に下記(3)に規定する転換価額の調整が行われた場合には、上記①による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社荏原製作所

会社法人等番号 0108-01-001748

発生日以降に有効な転換価額とする。③ 上記①または②により算出された転換価額が当社額面普通株式の額面金額を下回る時は、その額面金額をもって修正後の転換価額とする。(3) 転換価額の調整 マーケットプライス方式による。

平成16年10月4日変更 平成16年10月4日登記

(1) 転換価額 金1102円30銭につき普通株式1株の割合(2) 転換価額の方調整① 当社は、平成16年9月17日（以下決定日という）まで（当日を含む）の東京証券取引所における当社普通額面株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない）の平均値に1.025を乗じ、1円未満を切り上げた金額が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記計算により算出された金額に修正するものとし、平成16年10月4日（以下効力発生日という）以降これを適用する。ただし、上記計算により算出された金額が、決定日に有効な転換価額に0.8を乗じた金額を下回るときは、修正後の転換価額は、かかる転換価額に0.8を乗じた金額の1円未満を切り上げた金額とする。② 決定日の翌日から効力発生日までの間に下記(3)に規定する転換価額の調整が行われた場合には、上記①による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。③ 上記①または②により算出された転換価額が当社額面普通株式の額面金額を下回る時は、その額面金額をもって修正後の転換価額とする。(3) 転換価額の調整 マーケットプライス方式による。

平成16年12月16日変更 平成16年12月16日登記

(1) 転換価額 金1100円60銭につき普通株式1株の割合(2) 転換価額の方調整① 当社は、平成16年9月17日（以下決定日という）まで（当日を含む）の東京証券取引所における当社普通額面株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない）の平均値に1.025を乗じ、1円未満を切り上げた金額が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記計算により算出された金額に修正するものとし、平成16年10月4日（以下効力発生日という）以降これを適用する。ただし、上記計算により算出された金額が、決定日に有効な転換価額に0.8を乗じた金額を下回るときは、修正後の転換価額は、かかる転換価額に0.8を乗じた金額の1円未満を切り上げた金額とする。② 決定日の翌日から効力発生日までの間に下記(3)に規定する転換価額の調整が行われた場合には、上記①による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。③ 上記①または②により算出された転換価額が当社額面普通株式の額面金額を下回る時は、その額面金額をもって修正後の転換価額とする。(3) 転換価額の調整 マーケットプライス方式による。

平成16年12月27日変更 平成17年1月6日登記

転換によって発行すべき株式の内容当社額面普通株式（1株の額面金額50円）。ただし、本社債の転換により発行する株式を当社無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。転換の請求をすることのできる期間平成11年10月1日から平成18年9月28日まで。各転換社債の金額金100万円

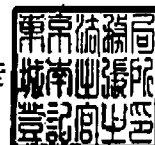
東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所
会社法人等番号 0108-01-001748

	各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債は株式に転換することができる。
	平成18年9月29日転換請求期間満了 平成18年10月27日登記
会社分割	平成18年6月1日東京都港区港南一丁目6番34号荏原環境エンジニアリング株式会社に分割 平成18年 6月19日登記
	平成21年4月1日東京都大田区羽田旭町11番1号荏原エンジニアリングサービス株式会社に分割 平成21年 4月 1日登記
	平成21年10月1日東京都大田区羽田旭町11番1号荏原環境プラント株式会社に分割 平成21年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月 7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 7日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成13年12月 6日移記
	平成14年9月2日東京都大田区羽田五丁目1番13号荏原冷熱システム株式会社に分割 平成14年 9月 2日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成21年11月27日
東京法務局城南出張所
登記官

下 岡 守 彦



整理番号 ハ439598

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

19/19

PATENT

RECORDED: 02/12/2010

REEL: 023931 FRAME: 0895